

三党合意に基づく いわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について

令和 7 年 1 月 18 日
自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い
教育の在り方に関する検討チーム

令和 7 年 2 月 25 日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、同年 6 月 11 日の「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」及び同年 10 月 29 日の「三党合意に基づく令和 8 年度以降の高校教育の振興方策について」において合意された通りであるが、残された課題である国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。

その際、全国知事会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

1. 国と地方（都道府県）の役割分担の在り方及び負担割合について

- ・ 現行の高等学校等就学支援金制度については、高校教育に要する経済的負担を軽減することにより、高校教育の機会均等を実現することを目的として、所得制限を設け、経済的負担を軽減する必要がある者に受給資格を認める仕組みとなっており、国主導で 10/10 国負担により実施してきた。
- ・ 令和 8 年度からの新たな就学支援金制度においては、高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。
- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有している。これらを踏まえれば、都道府県も高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、今般の拡充にあたり、1/4 の都道府県負担を導入する。
- ・ あわせて、地方からは今般の高校無償化に伴う公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などを懸念する声があることを踏まえ、「三党合意に基づく令和 8 年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和 7 年 10 月 29 日、自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関

する検討チーム）において合意された内容等に沿い、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、公立高校等の施設設備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設する。

2. 地方負担に関する対応について

- ・ 新たな就学支援金制度に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。

自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム

<自由民主党>

柴 山 昌 彦 衆議院議員 武 部 新 衆議院議員
古 賀 篤 衆議院議員

<公 明 党>

山 崎 正 恭 衆議院議員 下 野 六 太 参議院議員

<日本維新の会>

金 子 道 仁 参議院議員 高 木 かおり 参議院議員

以 上